

「国営追悼・祈念施設（仮称）」と復興祈念公園の概要について

平成 28 年 8 月 29 日
 新生ふくしま復興推進本部

I 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要

○基本方針

国が地方と連携して、岩手県、宮城県、福島県に各 1 箇所設ける。

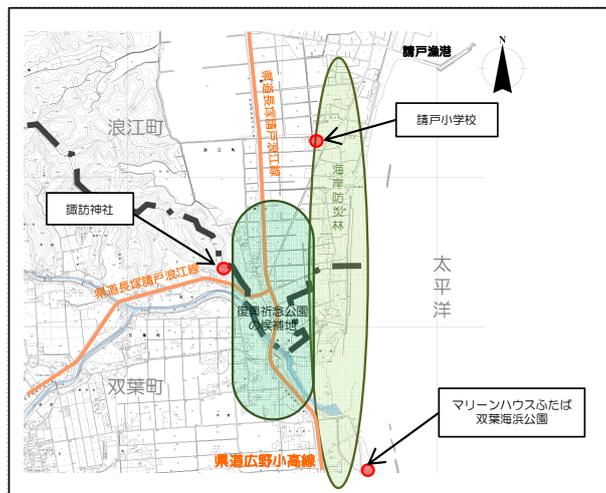
○施設内容

地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が被災者の追悼・鎮魂等のための中核的施設となる丘や広場等を設置する。（面積は数ヘクタール程度）

II 福島県における復興祈念公園

○公園候補地

平成 27 年 4 月 27 日 第 39 回新生ふくしま復興推進本部会議決定



「双葉・浪江両町にまたがるエリア（中野・両竹地区）」

○「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」

平成 28 年 6 月 15 日 第 53 回新生ふくしま復興推進本部会議決定
 平成 28 年 6 月 17 日 福島県知事より復興大臣へ提出

福島県における復興祈念公園のあり方

- (1) 東日本大震災で犠牲となったすべての生命への追悼と鎮魂
- (2) ふくしまへの想いを育む
- (3) ふくしまの被災の経験を将来につなげる
- (4) 復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す